

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に 供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

ノースジャパン素材流通協同組合

平成 24 年 8 月 28 日

最終改正：令和 7 年 2 月 28 日

第一 目的

本実施要領は、ノースジャパン素材流通協同組合（以下「当組合」という。）が定めた「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」において別途定めることとされた「事業者認定実施要領」（以下「本要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成 18 年 2 月に公表した「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「合法性ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明、林野庁が平成 21 年 2 月に公表した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」（以下「間伐材ガイドライン」という。）に示されたコピー用紙の原料が間伐材由来であることの確認及び林野庁が平成 24 年 6 月に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする会員事業者等は、本要領に基づく認定を受けなければならない。

また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う会員事業者等については、発電用ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。

2 本要領に基づく認定は、原則として当組合の会員を対象とするものである。

第三 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本要領に基づく認定を受けようとする会員事業者等は、別記 1 で定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を当組合へ提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

- 1 当組合は、本要領に基づく認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 当組合は、審査結果を申請者に通知するものとする。

第五 合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

会員事業者等が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

- ① 合法性ガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。
- ② 入出荷、加工、保管の各段階において合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、その他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(GHG関連情報の管理等)

- ⑥ 国内木質バイオマスのGHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。また、責任者が選任されており、GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 当組合は第四に掲げる審査により認定する会員事業者等（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号（GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。）及び認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は原則として認定の日から3年間とする。
- 3 事業者認定にかかる認定手数料等の経費は別途定める。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号並びに合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材又は発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスのいずれかであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。GHG関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG関連情報も記載する。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、発電用ガイドラインの記載事項例を参考とした任意の様式とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別途定める取扱実績報告の様式等により、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を事前に通知する期日までに、当組合へ報告する。
- 2 当組合は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

当組合は、必要に応じて、認定事業者による合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認された間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、当組合から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当組合に協力しなければならない。

当組合は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導するものとする。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 当組合は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を当組合のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項（GHG関連情報を含む）に虚偽があったとき。
 - ② 認定事業者から認定の取消申請があったとき。
 - ③ 当組合が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき、その他認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- 2 当組合は、認定を取り消したときは、別記3で定める「事業者認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、当組合が定める期日までに、別記1－2に定める「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）」を当組合へ提出しなければならない。

なお、継続認定に係る手数料等の経費は、別途定める。

附則 この実施要領は、令和7年2月28日から施行する。

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

年 月 日

ノースジャパン素材流通協同組合
理事長 鈴木 信哉 様

(申請者)

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の職氏名：

印

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数 (臨時的従事者を除いた年間を通じて従事する人数)

創業 昭和・平成・令和 年 / 従業員 人 (うち事務 人)

2. 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量 (平均的数量かつ概数で可、単位に○)

品目 用途	丸太		製材品		チップ		()	
	入荷	出荷	入荷	出荷	入荷	出荷	入荷	出荷
木材製品等	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t
発電用	m ³ ・t	m ³ ・t			m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t

※その他として記入できるものがあれば()欄に品目名も含めてご記入願います

3. 分別管理場所 (土場、倉庫等) の配置状況 (いずれか又は両方にチェック☑をしてください)

- 常設の土場、中間土場等で管理する (注: 土場の位置図、配置図等を添付願います)
 保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保する

4. GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定 (いずれかにチェック☑をしてください)

- 申請する 申請しない

5. 分別管理及び書類管理の方針

分別管理及び書類管理方針書 (別添1または別添1-2) のとおり

6. その他資格等 (ISO、JAS等を持っていれば記入願います)

合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

年 月 日

ノースジャパン素材流通協同組合
理事長 鈴木 信哉 様

(申請者)

事業者の所在地:

事業者の名称:

代表者の職氏名:

㊞

認定番号: 素流協一

貴団体の認定を得て合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数(臨時的従事者を除いた年間を通じて従事する人数)

創業 昭和・平成・令和 年 / 従業員 人(うち事務 人)

2. 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量(平均的数量かつ概数で可、単位に○)

品目 用途	丸太		製材品		チップ		()	
	入荷	出荷	入荷	出荷	入荷	出荷	入荷	出荷
木材製品等	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t
発電用	m ³ ・t	m ³ ・t			m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t	m ³ ・t

※その他として記入できるものがあれば()欄に品目名も含めてご記入願います

3. 分別管理場所(土場、倉庫等)の配置状況(いずれか又は両方にチェック☑をしてください)

- 常設の土場、中間土場等で管理する(注:土場の位置図、配置図等を添付願います)
- 保管場所は特定できないが伐採林地内等に土場を確保する

4. GHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定(いずれかにチェック☑をしてください)

- 申請する
- 申請しない

5. 分別管理及び書類管理の方針

分別管理及び書類管理方針書(別添1または別添1-2)のとおり

6. その他資格等(ISO、JAS等を持っていれば記入願います)

分別管理及び書類管理方針書

年 月 日 作成

本方針書は、ノースジャパン素材流通協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドラインに基づき証明する木材・木材製品（以下「合法木材」という。）、間伐材チップの確認のためのガイドライン（以下「間伐材ガイドライン」という）に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下「発電用ガイドライン」という）に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

- ・本方針書は、(事業体名) _____において、原木等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理等責任者)

- ・分別管理を適切に行うため、(氏名) _____を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木等の生産に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスがそれ以外の木材と混在するおそれがある場合には、伐採林地内等に土場を確保し、それらが混在しないようテープや標識等により明示する。
- ・原木等の入荷に当たっては、証明書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつ、それ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書等に記載する。

(書類管理の実施)

- ・分別管理責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等取扱量を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

分別管理、GHG関連情報管理等及び書類管理方針書

年 月 日 作成

本方針書は、ノースジャパン素材流通協同組合が作成した「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」を受け、木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドラインに基づき証明する木材・木材製品(以下「合法木材」という。)、間伐材チップの確認のためのガイドライン(以下「間伐材ガイドライン」という)に基づき確認する間伐材及び発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン(以下「発電用ガイドライン」という)に基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの供給に当たって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

また、併せて、GHG関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG関連情報の管理等」という。)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

- ・本方針書は、(事業体名) _____において、原木等の取扱いに当たって適用する。

(分別管理等責任者)

- ・分別管理及びGHG関連情報管理等を適切に行うため、(氏名) _____を分別管理等責任者として定める。
- ・分別管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・原木等の生産に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスがそれ以外の木材と混在するおそれがある場合には、伐採林地内等に土場を確保し、それらが混在しないようテープや標識等により明示する。
- ・原木等の入荷に当たっては、証明書等により合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原木等の保管に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材と混在しないように加工する。
- ・原木等の出荷に当たっては、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材及び発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることを確認の上、証明書等に記載する。

(GHG関連情報の管理等の実施)

- ・原料等の入荷がある場合は、入荷時にGHG関連情報の有無を確認し、GHG関連情報がある場合は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る認定(GHG関連情報の管理等に係る認定を含む)を受けている事業者から納入されたものであることを確認する。
- ・GHG関連情報がある場合は、当該情報の内容(燃料区分、輸送のトラック最大積載量、輸送距離等)に応じた分別管理等により、入荷から出荷までのGHG関連情報を適切に管理する。
- ・出荷する木質バイオマスに係るGHG関連情報を整理し、納入ごとに書面(電子媒体も可)により伝達する(由来証明と同時に伝達することを原則とする)。
- ・入出荷及び在庫に係るGHG関連情報の管理簿を備え付けるとともに、関係書類を5年間保管する。

(書類管理の実施)

- ・分別管理等責任者は、合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス及びそれ以外の木材について、それぞれに係る原木等の入出荷量(GHG関連情報を伴うものの数量を含む)を実績報告として取りまとめる。
- ・合法木材、間伐材ガイドラインに基づき確認する間伐材、発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報(GHG関連情報を伴うものの情報も含む)が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。



事業者認定書

年 月 日

（事業者名）
（代表者役職氏名） 様

ノースジャパン素材流通協同組合
理事長

年 月 日付けで申請のありました合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、当組合の合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号：素流協一

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：

分別管理等責任者：

GHG関連情報の管理等に係る認定： ※有または無で記載

事業者認定取消通知書

年 月 日

様

ノースジャパン素材流通協同組合
理事長

貴事業者については、令和 年 月 日付けで認定事業者として認定
しましたが、合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する
木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領第十の規定に基づき、
年 月 日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号：素流協一
- 2 事業者の名称：
- 3 代表者の氏名：
- 4 事業者の所在地：
- 5 取消の理由：